



2022年5月12日

各位

会社名 アルメタックス株式会社
代表者名 代表取締役社長 社長執行役員 村治 俊哉
(コード番号：5928 東証スタンダード市場)
問合せ先 経営管理部長 藤井 義博
(TEL. 06-6440-3838)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年6月29日開催予定の第58期定時株主総会に下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

(1) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- ① 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ② 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ③ 参考書類等のインターネット開示の規定(現行定款第15条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

(2) コーポレートガバナンスの一層の強化に向けて、経営体制の透明化と説明責任の明確化を図ることを目的に、相談役制度を廃止するため、第21条(代表取締役、役付取締役及び相談役)を変更するものです。なお、相談役制度の廃止は、具体的な役割をもった特別職として、役員経験者を起用することを否定するものではありません。役員経験者に、当該特別職を委嘱する場合には、役割、委嘱期間及び処遇について、事前にとり締役会の決議を要するものとします。

現在、当社には相談役はおらず、取締役を退任した者1名に顧問を委嘱しています。(任期：2022年6月迄)。当社の役員経験者に対する顧問等の委嘱制度についても同様に廃止することといたします。

2. 定款変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<u>(参考書類等のインターネット開示)</u> 第15条 当社は、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類及び事業報告に記載又は表示すべき事項に係る情	(削除)

現 行 定 款	変 更 案
<p data-bbox="341 266 772 365"><u>報を、法務省令の定めるところにより、インターネットで開示することができる。</u></p> <p data-bbox="456 405 533 434">(新設)</p> <p data-bbox="209 819 675 851">(代表取締役、役付取締役及び相談役)</p> <p data-bbox="209 853 541 882">第 21 条 (条文省略)</p> <p data-bbox="323 887 778 954"><u>3. 取締役会は、その決議により相談役をおくことができる。</u></p> <p data-bbox="456 992 533 1021">(新設)</p>	<p data-bbox="823 405 1038 434"><u>(電子提供措置等)</u></p> <p data-bbox="810 439 1385 573">第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p data-bbox="927 577 1385 779">2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p data-bbox="823 819 1169 851">(代表取締役及び役付取締役)</p> <p data-bbox="810 853 1169 920">第 21 条 (現行どおり) (削除)</p> <p data-bbox="823 992 900 1021"><u>(附則)</u></p> <p data-bbox="815 1025 1385 1261">1. 現行定款第 15 条 (参考書類等のインターネット開示) の削除及び変更案第 15 条 (電子提供措置等) の新設は、会社法の一部を改正する法律 (令和元年法律第 70 号) 附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日 (以下「施行日」という) から効力を生ずるものとする。</p> <p data-bbox="815 1265 1385 1400">2. 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第 15 条はなお効力を有する。</p> <p data-bbox="815 1404 1385 1538">3. 本附則は、施行日から 6 か月を経過した日又は前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2022 年 6 月 29 日 (水)

定款変更の効力発生日 2022 年 6 月 29 日 (水)

(注) 上記の内容につきましては、2022 年 6 月 29 日開催予定の当社第 58 期定時株主総会において承認可決されることを条件といたします。

以 上